

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民基本台帳ネットワークシステム更新業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市協浜4-2-22
契約金額(税込)	2,424,400円
契約締結日	令和7年3月14日
契約期間	契約締結日～令和12年4月30日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、国の施策の一環として構築した住民基本台帳ネットワークシステムにおいて各市区町村が設置するコミュニケーションサーバや統合端末等についての更新作業を委託するものであり、本業務の実施に当たっては、本市の住民情報システムとの連携が必須となっており、システム調整が必要不可欠であることから、本市の住民情報システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システム更新業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	18,239,430円
契約締結日	令和7年3月21日
契約期間	契約締結日～令和12年5月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>国の施策の地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に従い、本市の住民情報システムを次期システムに更新する必要がある。また、現行機器については調達から7年以上経過し、老朽化が懸念される。標記業務は、住民情報システムを扱う端末更新作業を委託するものであり、本業務の実施に当たっては、本市の次期住民情報システムベンダーである(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	戸籍法改正（振り仮名記載）関係業務委託	
担当部・課名	市民部 市民課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	アデコ株式会社 OS セールス関西支社 大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA 14階	
契約金額（税込）	26,516,909円	
契約締結日	令和7年3月31日	
契約期間	契約締結の日～令和8年5月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	<p>本業務は、戸籍等への「氏名の振り仮名」を迅速かつ正確に記載する必要があり、事業実施において価格だけでなく来庁者へのサービス内容や戸籍事務の知識習得、入力等の正確さ迅速さ等を見据えて契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「戸籍法改正（振り仮名記載）関係業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会では、上記契約相手方が過去の自治体運営の経験を生かし、阪南市の人口や土地柄を反映した事業想定案や実施に向けた具体的な方法についてきめ細やかに提案がされており、他社より優れた提案であったことなどが高く評価できるとして、本業務の受託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	脱水汚泥等処分業務委託	
担当部・課名	市民部生活環境課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
契約金額(税込)	15,103,000円(予算上限額) @22,000円/t(脱水汚泥処分代),@38,500円/t(清掃汚泥処分代)	
契約締結日	令和7年3月19日	
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、し尿処理施設から日々発生する脱水汚泥を一般廃棄物処理施設において受入及び処分(汚泥の再生処理ほか)するものである。 契約相手方となる三重中央開発株式会社は、近畿圏内で唯一、脱水汚泥等の受入、処理が可能な民間許可業者である。 また、本市は前年度と同様に、令和7年度一般廃棄物の継続搬入に伴う関係書類を伊賀市に提出し、事前協議を行っている。 以上の理由により、本業務を委託できるのは三重中央開発株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	外国語指導助手配置事業コーディネーター業務委託	
担当部・課名	生涯学習部学校教育課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社ボーダーリンク 埼玉県さいたま市大宮区下町2-16-1	
契約金額(税込)	¥2,937,000	
契約締結日	令和7年3月31日	
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	<p>本市では、令和2年度より外国人英語指導助手配置事業を実施しており、現在コーディネーター契約している業者との契約が令和7年3月31日をもって契約が終了する。</p> <p>本事業は、その業務内容が競争入札に適さない業務であり、価格だけでなく、当該事業を遂行する企画力や指導力及び遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「外国語指導助手配置事業コーディネーター業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。コーディネーターについては、来日したJET-ALTの生活や業務のサポート及びJET-ALTの指導力向上のための研修等を行っていただく。</p> <p>「外国語指導助手配置事業コーディネーター業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」では、株式会社ボーダーリンクは本事業の目的・趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されており、業務内容についても安定した実績などが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社ボーダーリンクと随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市立学校教科用図書 (教師用)	
担当部・課名	生涯学習部 学校教育課	
契約相手方の名称 (商号) 及び所在地	株式会社 葛城書店 大阪府和泉市下宮町243-2	
契約金額 (税込)	単価契約 (契約上限額 8,119,058円)	
契約締結日	令和7年3月12日	
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社(特約供給所)が唯一の供給元となっています。 また、各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っています。 検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取次として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っており、阪南市においては、株式会社葛城書店が唯一の代理店となっていることから、株式会社葛城書店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。